

# Nara Women's University

## 【内容の要旨及び審査の結果の要旨】被差別部落出身者をめぐる婚姻忌避に関する社会学的研究

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2010-07-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岸,(齋藤),直子, 小川,伸彦, 八木,秀夫, 中島,道男, 佐野,敏行, 野口,道彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10935/1751">http://hdl.handle.net/10935/1751</a>

氏名(本籍)	岸(齋藤)直子 (愛知県)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博課第337号
学位授与年月日	平成19年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間文化研究科
論文題目	被差別部落出身者をめぐる婚姻忌避に関する社会学的研究
論文審査委員	(委員長) 助教授 小川伸彦 教授 八木秀夫 教授 中島道男 教授 佐野敏行 教授 野口道彦 (大阪市立大学大学院創造都市研究科)

## 論文内容の要旨

本論文は次の2つの課題に関する理論的かつ実証的な社会学的研究である。ひとつは、配偶者選択において「望まれない」条件—すなわち忌避の属性—を持つものが、いかにして交際相手に属性を告知し、交際相手との関係を維持し、交際相手の親の反対に対処して結婚に至るのか、その過程について相互作用論的に解明すること。もうひとつは、この忌避過程の実状を、特に被差別部落出身者をめぐる結婚事例において検証し、忌避がいかなる意味で「差別」でもあるのか、及び、差別事象への実践的対処は如何にして可能かを解明することである。

「第1章：序論」において、論文全体の問題設定、配偶者選択過程論の検討と、使用されるデータの説明がなされたあと、「第2章：相互作用過程としての婚姻」においてはまず、部落出身者に対するある結婚忌避事例が紹介される。それをふまえて、結婚忌避・容認をめぐる相互作用の諸段階(<告知>→<問題の生起>→<説得>→<条件付与>→<結婚>)の存在が指摘され、その相互作用論的分析の枠組みが呈示される。

「第3章：<告知>段階における相互作用」では、結婚の可能性のある男女間において、被差別部落出身であるという属性がどのように「告知」されるのか、また、「告知」のあとに、どのような相互作用が起きるのかが詳細に検討される。特に、告知を受けた側からの「(部落出身という属性は)関係ない」という反応は、一見するところ被差別部落に対する肯定的な解釈にみえるが、実のところ、被差別部落をめぐる相互作用を遮断するものであり、結婚後の段階において夫婦間コンフリクトを生

じさせる可能性を残してしまうことが指摘されている。「第4章：〈問題の生起〉段階における相互作用」にいう、〈問題の生起〉とは、部落外出身者の親が、自分の子どもとその交際相手である部落出身者との結婚を、何らかの「問題」的状況であると認識する段階である。反対する親とカップルの相互作用が諸事例に即して検討された結果、部落外出身者の親による結婚反対の理由に関し、5つのパターン（「明示的忌避」／「別の牽引の提示」／「ステレオタイプによる正当化」／「親戚の忌避の予期」／「世間の忌避の予期」）の存在が発見・呈示されている。

「第5章：〈説得〉・〈条件付与〉段階における相互作用」では、カップルによる親の説得の難しさが示された後に、親による条件の付与とカップルによるその条件の受容をめぐる相互作用過程が分析される。その結果、結婚容認条件の類型（「非告知」／「非居住」／「非運動」／「非出産」など）が発見されるとともに、合意形成のあり方にも批判的検討が加えられている。

「第6章：結婚忌避・容認過程における『差別』の生成」では、ここまで論じられた結婚忌避・容認をめぐる相互作用に関し、「忌避」がいかなる意味で「差別」でもあるのか、という問題が「新しいレイシズム」概念に即して検討される。

「第7章：『結婚後差別』の存在」および「第8章：『結婚後差別』の相互作用論的分析」では、結婚の反対を受けていたカップルが結婚に至った後の問題に焦点が絞られる。特に第8章では、まず、「結婚後差別」の類型化（部落性の隠蔽／存在の隠蔽／さらなる忌避／攻撃／潜在化）がなされる。さらに、結婚容認過程における「被差別部落」に対するマイナスイメージの保持によって、被差別部落への接近や部落出身者との関係構築が阻害され、その結果、結婚後においても被差別部落のマイナスイメージが維持・強化されるという、「問題の増幅」が生じることが指摘される。

「第9章：実践的課題」は、「結婚前差別」および「結婚後差別」を受けたカップルへの支援という実践的な課題について論じられている。「結婚前差別」をはじめとする「差別事象」の被害者は、部落解放運動主体や行政機関などを「公」的な機関とみなし、相談を回避する傾向にある。その一方で、インフォーマルなネットワークにおける支援の拡大が可能であるという点が指摘されている。また、フォーマルな領域における新たなサポート主体として、「専門家集団」の構築と部落内における既存の女性組織の活用が提起される。「第10章：結論」では、本論文の知見が整理され、さらに、配偶者選択過程の研究および配偶者選択における忌避的属性論一般において本論文の成果がいかに貢献しているかについて述べられている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、被差別部落出身者を一方の当事者とする婚姻をめぐる、部落外出身者の側からの忌避的態度が表明された場合に、いかなる相互作用的過程が展開されるかを、インタビュー調査にもとづき詳細に分析した論文である。

家族社会学において、配偶者選択過程の研究は重要な論題のひとつである。しかしながら、本論文のように、カップルが婚姻にいたる過程の実証的研究は前例が少なく、特に、親の介入の実態や、配偶者として望ましくないとされる条件をテーマとしている点に特徴がある。また、部落問題研究における従来の婚姻論は、仮想の状況（「もし、あなたのお子さんの結婚相手が同和地区出身者であったとき、あなたはどのような態度をとりますか」等）を設定した一般的な意識調査データによるものが主であった。これに比して本論文は、実際の配偶者選択過程における忌避的要因の作用様態を詳細に分析している点に独創性がある。

また、従来「結婚差別」は結婚前の差別事象を指す場合が多かったが、本論文では、婚姻忌避の後に結婚に至ったケースにも光をあてている。結婚後に問題が生じるケースについては「結婚後差別」という概念を新たに提起し、実証分析を行っている点が高く評価される。

研究方法としては、複数の調査機会を有効に活かし、長期にわたる丹念なインタビュー調査にもとづいた26ケースの質的データが使用されている。理論的には、家族社会学の配偶者選択過程論と社会学における相互作用論の枠組みが適切に使用されており、さまざまな知見が説得的に導出されている。

より具体的には、詳細な事例分析によって以下の諸点を指摘・解明した点が特に評価される。

まず、忌避的要因のからむ婚姻においては、「告知」／「問題の生起」／「説得」／「条件付与」／「結婚」、という諸段階が存在することが導出された（第2章）。その上でまず、カップル間の「告知」段階において、告知された側の肯定的な反応が必ずしも問題の解決につながらない、という点が指摘されている（第3章）。次に、部落外出身者の親による結婚反対の理由について、実態に即した以下のパタンが析出され、それぞれの実態が解明された（「明示的忌避」／「別の牽引の提示」／「ステレオタイプによる正当化」／「親戚の忌避の予期」／「世間の忌避の予期」）。さらに、カップルからの「説得」と親の側からの「条件付与」の段階に関しても、詳細な相互作用論的分析が展開された。特に、「条件付与」に関しては、どのようなタイプが存在するのかについて適切な整理がなされている。（第4～5章）

一般に、子どもの結婚に反対する親は「差別」をしているという意識は薄い。そこで、以上のような「忌避」的態度がいかなる意味で、「差別」でもあるのかに関して、「新しいレイシズム」論などを

参照しながら分析がなされている。例えば、交際相手の「人柄」や「熱意」を理由として結婚が容認される場合がある。しかしそこでは、交際相手である部落出身者だけが例外的存在とされ、親の「被差別部落」に対するネガティブ・イメージについての意味解釈をめぐる相互作用は回避される傾向がある。その結果としての「例外化の戦略」や「脱部落化の戦略」によって、差別的偏見が温存されてゆくという指摘などは、非常に重要である。(第6章)

結婚後も差別は起りうる。これを「結婚後差別」と名づけ、諸事例の検討に基づいて、その諸類型が呈示(部落性の隠蔽/存在の隠蔽/さらなる忌避/攻撃/潜在化)された。また、そもそもこのような差別が生じる要因を、結婚容認過程の段階に遡って解明している。(第7～8章)

さらに、結婚に反対を受けたカップルへのサポートはいかにして可能かという、実践的な課題にも取り組んでいる。まず、「差別事象」の被害者は、部落解放運動や行政機関などを「公」的な機関とみなしている場合、相談を回避する傾向にあることが明らかにされた。これを踏まえ、インフォーマルなネットワークにおける支援拡大の必要性和、フォーマルな領域における新たなサポート主体としての「専門家集団」の構築、部落内における既存の女性組織の活用の重要性などが指摘された。(第9章)

本研究の成果をさらに発展させるためには、婚姻への忌避的態度を実際に表明した主体への直接的なインタビューの実施や、その他の忌避事例との比較研究などが望まれるところである。しかしながら、部落出身者をめぐる婚姻忌避の実態を相互作用論的に解明した論考は他に類例をみないものであり、非常に高い価値をもつものである。

以上の審査結果に基づき、本審査委員会は、本論文が奈良女子大学博士(学術)の学位を授与するに十分な内容を備えているものと判断する。